

その情報、流出したら手遅れです!!

ほんの些細な油断から、情報は洩れるものだという認識はありますか？企業にとって大きなリスクとなる情報漏洩を防ぐためには、様々な情報を取り扱っている全ての従業員が、情報セキュリティに関する『基礎的な知識とスキル』を習得しておくことが重要になります。また、これから就職する学生の皆さんにとっても必要なものです。

そうした皆さんの「守るスキル」の習得をお手伝いし、その能力を判定する。

それが**情報セキュリティ試験**です。

1つ以上当てはまつたらすぐ受験しましょう!!

情報セキュリティ意識度チェック

- 同じIDやパスワードを使い続けている。
- 宅配便の送り状をそのままゴミ箱に捨てている。
- 同僚・友達の連絡先を他人に教えている。
- 電子メールの同報をTOやCCで送信している。
- 誰でも見られる受付表一覧に自分の連絡先を記入している。
- 社内に誰でも入ることができる。
- 外部にデータを持ち出すことがある。

公的資格試験

情報セキュリティ試験 (コンピュータサービス技能評価試験)のご案内

思い立ったときが
受験日！

- 社会人・学生、どなたでもいつでも受験できます。
- 試験会場は全国で約270箇所！
47都道府県どこでもいつでも受験できます。
- 受験手数料は、5,350円(消費税込み)でリーズナブル。



中央職業能力開発協会／都道府県職業能力開発協会

試験の出題形式は、4肢択一方式で50題、試験時間は60分

I 出題範囲 試験科目及びその範囲

A. ビジネスユース

1. 出社時
2. データベースサーバー活用による業務時
 - (1) 庁務(ルーチンワーク的)
 - (2) DM発送
3. Webサーバー活用による業務時
 - (1) 支社との情報のやりとり
 - (2) インターネット活用による情報収集
 - (3) 他社等との情報交換
 - ① 特定他社との情報のやりとり
 - ② 不特定他社との情報のやりとり
 - ③ 不特定個人との情報のやりとり
 - (4) 社外における業務
4. その他の業務時
5. 退社時

B. パーソナルユース(インターネット活用時)

1. 友人との情報のやりとり
2. ネットショッピング
3. 情報収集
4. ホームページの立上げ
5. 不特定多数の個人との情報のやりとり
6. その他

C. 関連用語

1. JIS規定の関連用語の定義

D. 関係法令

1. ビジネス関連
 - (1) 不正競争防止法
 - (2) 特定商取引法
2. コンテンツ関連
 - (1) 著作権法
 - (2) 風俗営業法
 - (3) 刑法
 - (4) 個人情報保護法
 - (5) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 - (6) 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
 - (7) 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
3. ネットワーク・インフラ関連
 - (1) 電気通信事業法
 - (2) 不正アクセス禁止法



II 参考テキスト

(1) 書籍名

コンピュータサービス技能評価試験
情報セキュリティ部門 公式テキスト
[改訂増補版]



(2) 著者

佐藤 キヨヲ

(3) 発行

株式会社角川アスキー総合研究所

III 合格すると

(1) 称号

合格者には「情報セキュリティ技士」の称号が与えられ、合格証が授与されます



IV 問合先

中央職業能力開発協会 能力開発支援部 コンピュータサービス試験課

<https://www.javada.or.jp/>

03-5843-3554

受験申し込みはWEBから

JAVADA情報セキュリティ試験



中央職業能力開発協会／都道府県職業能力開発協会